

中国の刑事司法における認罪認罰従寛について

鄭 奉 日

- 一 はじめに
- 二 認罪認罰従寛制度の概要
- 三 制度の円滑な運営のための保障
- 四 類似制度との比較
- 五 認罪認罰従寛制度の課題
- 六 おわりに

一 はじめに

2018年の刑事訴訟法改正案において、認罪認罰従寛制度が創設された。(刑訴法15条)当該制度創設の目的は、刑事事件処理の質と効率のアップ、量刑手続きへの当事者の参与と其の役割の強化、「寛厳相濟」の刑事政策(寛大さと厳格さを調和させて刑罰を科す政策)を着実に実行するためである。さらに言うと、従来実施してきた「自白すれば寛容に処する」という刑事政策の制度化でもある。

二 認罪認罰従寛制度の概要

1 認罪認罰従寛制度とは

認罪認罰従寛制度は、「認罪」、「認罰」、「従寛」等三つの概念で構成される。「認罪」とは、被疑者・被告人自ら任意かつ如実に自分の犯罪行為について供述し、訴追側の指摘する犯罪事実を異議なしに認めること；「認罰」とは、被疑者・被告人が心より悔悟し、訴追側の提案する処罰(量

刑）を異議なしに受け止めること¹⁾；「従寛」とは、「認罪」と「認罰」を確認したうえで、法に従って刑事手続き上または実体法の適用上、寛容に処理することを指す。

要するに、認罪認罰従寛制度とは、被疑者・被告人自ら任意かつ如実に自分の犯罪行為について供述し、訴追側の指摘する犯罪事実を認めると同時に、提案する量刑にも同意した場合、法に従って、被疑者・被告人を寛容に処理することのできる制度である。

最初に認罪認罰従寛制度が立法化の日程に乗ってきたのは、2016年である。同年7月22日に中央全面深化改革指導グループ会議で、「認罪認罰従寛制度改革を試すことに関する方案」²⁾が通され実施されることになった。さらに、9月3日に開かれた第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で「最高人民法院、最高人民検察院に一部の地区で刑事案件について認罪認罰従寛制度を試験的に展開することに関する授權の決定」³⁾が可決され、立法化への足を踏み出した。決定では、普遍性のある実務での経験と存在する問題点を把握するために、北京、天津、重慶、瀋陽、大連、南京、杭州、福州、厦門、済南、青島、鄭州、武漢、長沙、広州、深圳、西安等18の都市を選んで試行することにした。決定の趣旨によれば、被疑者・被告人が任意かつ如実に自己の犯罪行為について供述し、指摘された犯罪事実を認めて、検察機関の量刑提案に同意し、その旨を記載した書面（認罪認罰合意書）に署名した場合、被疑者・被告人を寛容に処理することができる。さらに、試行においては、刑事法の基本原則に従って、被疑者・被

1) 捜査段階における「認罰」は、将来の処罰に対する同意の意思表示であり；起訴段階における「認罰」は、検察機関の量刑提案に同意し、認罪認罰合意書に署名することであり；裁判段階における「認罰」は、裁判で認罪認罰合意書の任意性と科される刑罰を認めることである。

2) 『関于認罪認罰従寛制度改革試点方案』。

3) 『関于授權最高人民法院、最高人民検察院在部分地区開展刑事案件認罪認罰従寛制度試点工作的決定』。中国ではよく、法律案をまず一部の地区で試験的に実施してから、立法化する手法がある。

告人の弁護権及び其の他の訴訟権利の保障，被害者の權益の保障，社会公共利益の維持，訴訟権利の告知，職権濫用の防止等を通じて司法公正を確保すべきことも求められた。

2年の試行を経て，2018年10月に行われた全国人民代表大会常務委員会会議で採択された「刑事訴訟法改正案」において，認罪認罰従寛制度が正式に創設された。

「認罪」・「認罰」の帰結は，「従寛」である。「従寛」は刑事手続きと実体法の適用によって実現される。刑事手続き上の「従寛」措置には，強制措置の変更⁴⁾，立件の取り消し，不起訴決定や速裁判手続きの適用等が含まれる。実体法適用上の従寛とは，刑法の基本原則を著しく反しない範囲内で，量刑上寛容に処理することを言う。

2 捜査機関・検察機関・裁判機関の職責

認罪認罰従寛制度は捜査，起訴，裁判のすべての段階に適用されるので，それぞれの訴訟段階における捜査機関，検察機関，裁判機関の職責を知る必要がある。「最高人民法院，最高人民検察院，公安部，国家安全部，司法部の認罪認罰従寛制度適用に関する指導意見」等⁵⁾によると

4) 強制措置とは，刑事訴訟活動の順調化を保証するために，法に従って，被疑者・被告人の人身自由を制限したり，或いは剥奪したりすることのできる強制力のある措置である。強制力の弱から強の順に，拘傳・取保候審・監視居住・拘留・逮捕の五つの措置がある。強制力の強い強制措置から相対的に弱い措置に変更すること。例えば，逮捕状態から取保候審（保釈に類似）に変更。

5) 『最高人民法院，最高人民検察院，公安部，国家安全部，司法部關於適用認罪認罰従寛制度的指導意見』（以下「指導意見」と称する），『公安機關辦理刑事案件程序規定（2020年修正）』（以下「公安機關規定」と称する），『刑事訴訟規則』（『中華人民共和國刑事訴訟法』と『中華人民共和國人民檢察院組織法』及びほかの関連性のある法律を基に，検察機関の実務を踏まえたうえで，最高人民検察院が制定したものである。以下「規則」と称する），『最高人民法院關於適用「中華人民共和國刑事訴訟法」的解釋』（以下「解釋」と称する）。

①捜査機関の職責

イ 告知と意見聴取。つまり認罪認罰従寛制度に関する法律規定を被疑者に知らせることと、被疑者及び其の弁護人または当番弁護士から認罪・認罰に関する意見を聞くことである。(指導意見22条)(公安機関規定203条)

ロ 認罪教育。認罪教育の目的は、被疑者に自分の犯した過ちを認識させ、自発的に罪を認めさせるところにある。しかし、認罪教育に当たっては、認罪を強要したり、認罪を獲得するために、量刑の寛容を約束してはいけない。(指導意見23条)

ハ 速裁判手続き適用の提案。捜査機関は起訴意見において、検察機関に速裁判手続きを適用するよう提案することができる。(指導意見24条)

②検察機関の職責

認罪・認罰事件における検察機関の主な役割は、認罪・認罰を踏まえたうえで、被疑者・被告人との寛容な処分をめぐる合意の達成である。

イ 告知。被疑者が認罪・認罰の場合、検察機関は被疑者に訴訟権利と認罪・認罰に関する法律規定を告知して、被疑者の訴訟手続選択権を保障しなければならない。(指導意見26条)(規則269条)

ロ 意見聴取。被疑者が認罪・認罰の場合、犯罪事実と罪名及び適用される法律規定、寛容な量刑提案、訴訟手続きの適用等について弁護人或いは当番弁護士の意見を聞かなければならない。(指導意見27条)(規則269条)

ハ 任意性・合法性審査。捜査段階で認罪・認罰した事件については、暴力・威嚇・誘導等の行為の有無、被疑者の認知能力と精神状態の如何、認罪・認罰とその法的効果について正確に理解できているか否か、捜査段階で告知が行われたか、捜査機関の起訴意見書に被疑者の認罪・認罰状況を記載したか否か、被疑者が真に反省しているか否か、被害者に謝罪したか否か等々について審査しなければならない。(規則271条、指導意見28条)

ニ 量刑の提案。被疑者が認罪・認罰の場合、検察側は求刑につき、被疑者・弁護人或いは当番弁護士の意見を十分に聞いたうえで、被疑者と被害者の間に和解が成立したか否か、または被害者の損害を賠償して宥恕を

得たか否か等をも考慮して、量刑提案を提出しなければならない。（指導意見33条）（規則276条）

ホ 認罪・認罰合意書の作成。被疑者が検察側が提案する量刑，または訴訟手続きの適用に同意した場合，その旨を記した合意書を作成し，弁護人または当番弁護士を立ち会わせて，署名させなければならない。（規則第272条，指導意見31条）

③裁判機関の職責

認罪・認罰事件における裁判機関の主な役割は，認罪・認罰合意書の内容の任意性と合法性のチェック及び検察側の量刑等に関する提案を採択するか否かを決めることである。

イ 告知と意見聴取。裁判所は被告人に訴訟権利と認罪・認罰に関する法律規定を告知し，被告人または弁護人或いは当番弁護士の意見を聞かなければならない。（指導意見39条）（解釈351条）

ロ 任意性と真実性・合法性の審査。裁判官は，認罪・認罰の過程に暴力・威嚇・誘導などがあったか否か；被告人の認知能力と精神状態の状況等；被告人が認罪・認罰の法的効果について理解していたか否か；捜査機関と検察機関の告知と意見聴取があった否か；弁護権をちゃんと保障したか否か；認罪・認罰合意書の署名に当番弁護士または弁護人が立ち会ったか等々について審査して，認罪・認罰の任意性と認罪・認罰合意書の真実性・合法性についてチェックしなければならない。（指導意見第39条）

ハ 量刑提案の審査。裁判官は検察側の量刑提案について審査し，事実が明白で，証拠も確実かつ充分で，起訴罪名と量刑も妥当であると判断したときは，原則的に量刑提案を採択して判決を下さなければならない。（指導意見40条）（刑訴法201条）

しかし，量刑提案が明らかに不当であると判断したとき，或いは被告人，弁護人が量刑提案に異議を申し立て，その理由が成立したときは，裁判官は量刑提案を調整することができる旨を検察側に告知しなければならない。検察側が調整を拒んだり，調整後も明らかに不当であると判断した場

合、裁判所は直接に判決を下さなければならない。（指導意見41条）

ニ 裁判手続きの決定。認罪・認罰案件で、裁判官は速裁判手続きを適用するか、簡易手続きを適用するか、それとも普通の刑事裁判手続きを適用するかを決定することができる。（指導意見42条～48条）（解釈348条）

ホ その他。其の一、捜査段階と起訴段階では認罪・認罰せずに、公判廷で認罪・認罰した場合、裁判官は公判で明らかにした事実に基づいて、罪名と量刑につき、公訴側と弁護側の意見を聞いたうえで、判決を下さなければならない。（指導意見四九条、解釈356条）

其の二、第一審では、認罪・認罰をせず、控訴審において認罪・認罰した場合、認罪・認罰の具体的な状況によって寛容に処するか否かを定めるべきであり、寛容に処する場合には、一審と区別して対応しなければならない。（指導意見50条、解釈357条）

三 制度の円滑な運営のための保障

認罪認罰従寛制度をスムーズに実施するために、刑事訴訟法改正案では、新しい制度を創設する等保障策を講じている。

1 告知制度

認罪・認罰に関する告知は、捜査機関、検察機関及び裁判機関の職責の一つとなっている。これは、認罪認罰従寛制度の適用を促すものであると言うより、むしろ被疑者・被告人に刑事事件処理にもう一つの選択肢があることを知らせ、自分にとって最も有利な事件解決の方法を選ぶことができるようにするためのものであると言ったほうがいい。

2 当番弁護士制度

当番弁護士とは、法律援助機関が裁判所、検察機関と留置場に法律援助事務室を設置し、弁護士を派遣して弁護人を選任していない或いは選任で

きない被疑者・被告人に無料で法的援助を提供する弁護士のことを指す。当番弁護士が提供する法的援助には、弁護士の一般的職責——法律相談、訴訟手続き適用に関するアドバイス、強制措置変更の申し込み等々——のほかに、特別職責——認罪・認罰事件において、被疑者・被告人に対して認罪・認罰の性質とそれに関する法律規定を釈明する；検察側が主張する罪名・量刑提案、訴訟手続きの適用等に対して意見を提出する；被疑者・被告人が認罪・認罰合意書に署名するとき立ち会う——等、もっぱら認罪・認罰事件を対象に提供する法的援助が含まれる⁶⁾。

要するに当番弁護士の役割は、認罪・認罰の被疑者・被告人に法的助言を提供したり、訴訟活動の補助者となって、認罪・認罰合意書の書名に立ち会ったり、認罪・認罰過程の正当性・任意性・合法性をチェックしたりして、被疑者・被告人の訴訟権利と認罪認罰従寛制度の適正な運営を保障している。

3 速裁判手続き

速裁判手続きとは、下級裁判所の審判管轄である有期懲役3年以下の刑罰を科す可能性のある事件で、事実が明らかで、証拠も確実かつ充分で、被告人が認罪・認罰した場合、被告人の同意を得て適用することができる普通裁判と簡易裁判よりも簡易化された裁判手続きのことを指す。（刑訴法222条）

速裁判手続きは認罪認罰従寛制度のために生まれたものであると言っても過言ではない。2014年6月、最高人民法院、最高人民検察院は全国人民代表大会常務委員会の授権を得て北京等18の地区で速裁判手続きの試行を開始した。そして、2年後の2016年9月に認罪認罰従寛制度が試行されるときに、速裁判手続きは認罪認罰従寛制度に組み入れられ、もっぱら認罪・

6) 最高人民法院・最高人民検察院・公安部・国家安全部・司法部等が共同で發布した『法律援助值班律師工作方法』の第6条。

認罪認罰従寛制度を対象とする裁判手続きとなった。統計によると、試行期間中認罪認罰従寛制度を適用して結審された案件数はおよそ18万件余りで、その中で速裁判手続きを適用している案件は68.5%を占めている⁷⁾。

認罪認罰従寛制度の帰結である「従寛」は、二つの面で考慮される。一つは、刑事訴訟手続き上の寛容で、もう一つは、実体法適用上の寛容である。速裁判手続きはまさに刑事訴訟手続き上の寛容を実現するための一措置である。何故なら、速裁判手続きを適用する案件では、原則として、法廷調査と法廷弁論を略するだけでなく、事件受理後10日以内に結審しなければならないので、裁判を迅速に終わらせることができ、刑事訴追が被疑者・被告人にもたらす不利益を最小限に収めることができるからである。

4 広報活動

認罪認罰従寛制度を多くの人々に知ってもらうために、最高人民検察院は典型的事例や法律規定の紹介と説明などに関するアニメーションを作成して、2020年7月から全国の93%の留置場、69%の派出所、87%の警察機関等で、循環的に放送している。そして、これを見て認罪認罰従寛制度を選択するケースも増加しつつである⁸⁾。

四 類似制度との比較

1 刑事和解制度との比較

刑事和解は、2012年刑事訴訟法改正案で確立された制度で、被疑者・被告人が罪を認めて謝罪し、被害者の蒙った損害を積極的に賠償した場合、

7) 最高人民法院刑一庭課題組「刑事訴訟中認罪認罰従寛制度的適用」人民司法2018年第34期。

8) 『最高人民検察院關於人民検察院適用認罪認罰従寛制度情况的報告』(2020年10月15日開催の第13期全国人民代表常務委員会第22回会議における最高人民検察院検察長張軍の報告)。

刑事責任を免除または減輕することのできる制度である。罪を認めることが刑事責任の追及に影響を与える点では、認罪認罰従寛制度と共通しているが、決して同じものではない。

第一に、対象事件の範囲が異なる。刑事和解制度の対象事件は、民間トラブルに起因する公民の人身権利・民主権利を侵害する犯罪、社会管理秩序を妨害する犯罪で3年以下の有期徒刑を科される可能性のある公訴事件及び7年以下の有期徒刑を科される可能性のある過失犯罪事件（瀆職犯罪を除く）等ごく一部の事件に限る。（刑訴法288条）

しかし認罪認罰従寛制度の対象事件に関しては、法文上明白な規定がないので、原則的にはすべての刑事事件に適用されることになる。

第二に、制度適用の決め手が異なる。刑事和解の決定権は被害者にある。もちろん被疑者・被告人の被害者に対する損害賠償や謝罪なども大事であるが、これらはただ量刑の際、考えるべき一要素に過ぎない。

しかし、認罪認罰従寛制度適用の決め手となるのは、被害者の意思や態度ではなく、被疑者・被告人の認罪・認罰の態度である。

第三に、制度の狙いが異なる。刑事和解制度の主な狙いは、被疑者・被告人と被害者の和解で、犯罪で崩れた社会諸関係を修復しようとするところにある。

しかし認罪認罰従寛制度は、司法資源を合理的に配分し、訴訟効率をアップさせて、迅速に社会矛盾を解決することなどを目的としている。

第四に、寛容な処罰の前提が異なる。刑事和解事件で、被告人を寛容に処罰するためには、被疑者・被告人の謝罪と損害賠償のほかに、被害者の宥恕をも得なければならない。つまり、被疑者・被告人と被害者両方の努力が必要である。

しかし、認罪・認罰事件では、被疑者・被告人が罪を認めて、認罪・認罰合意書に署名することで、量刑上寛容にされるので、被害者の態度の如何によるものではない。

2 司法取引との比較

司法取引とは、検察官と被疑者・被告人との間で起訴、不起訴または量刑の決定等をめぐって取引する制度で、検察官は犯罪事実の全容の解明や他の重要な容疑者等の逮捕のために被疑者との間で取引をし、犯罪事実についての供述を得たり、重要な証拠の提供を求め、犯罪の解明に協力することを条件に検察官が被疑者・被告人等の不起訴や量刑の軽減を約束する等の司法上の取引である⁹⁾。認罪認罰従寛制度は、司法取引制度を参考に創設した新しい制度であるとよく言われるが、決して、司法取引制度をそのまま導入して作り上げたものではない。

まず、事実認定の標準が異なる。認罪・認罰事件であっても普通の刑事事件と同じように、「事実が明白で、証拠も確実・充分」でなければ、犯罪事実を認定することはできない。しかし、司法取引事件では、両当事者が合意することで、事実を認定することができる¹⁰⁾。

次に、制度の影響力が異なる。認罪認罰従寛制度の適用によって影響されるのは被疑者・被告人だけで、他人は含まれない。しかし、司法取引では、検察側は被疑者に寛容な量刑を約束する代わりに、被疑者から現段階では把握していないまたは把握できない刑事責任を追及すべき立場にある被疑者・被告人以外の他人の犯罪に関する情報や証拠を引き出すこともできるので、その影響は当事者以外の第三者にも及ぶ。

最後に、量刑提案の形成方法が異なる。認罪認罰従寛制度の場合、量刑提案は検察側が提出して、被疑者・被告人および其の弁護士或いは当番弁護士の意見を聞いたうえで決定する形をとっているため、平等な立場で行われる協議というより、検察側が主導する量刑に被疑者・被告人等の意見

9) 自由国民社編集部『図解による法律用語辞典(補訂版)』(自由国民社、2003年5月)161頁。

10) 樊崇義 徐歌旋「認罪認罰従寛制度与辯訴交易制度的異同及其啓示」中州学刊 2017年第3期 46頁。

を反映した決定であると言ったほうが良い。しかし、司法取引では、被疑者・被告人は犯罪の解明に協力することを条件に、民事契約を締結するときと同じように、相対的平等な立場で、量刑をめぐってやり取りすることができる。

3 日本の協議、合意制度との比較

協議、合議制度とは、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」のことである。詳しく言うと、一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪に係る被疑者・被告人が、他人の犯罪事実を明らかにするために真実の供述や証拠物の提出をすることの見返りに、検察官が被疑者・被告人に対し不起訴、公訴提起の取消し、特定の訴因及び罰条による公訴提起・公訴の維持、特定の訴因若しくは罰条の追加・撤回または、特定の訴因若しくは罰条への変更、即決裁判手続きの申立て、略式命令の請求、特定の求刑といった恩恵を与えることのできる制度である¹¹⁾。

被疑者・被告人が訴追側の訴訟活動に協力することで、自己に有利な結果を獲得することができるという点では、協議・合議制度と認罪認罰従寛制度は共通しているが、その差異も一目瞭然である。まず、認罪認罰従寛制度は被疑者・被告人「自己の事件」を対象としているが、協議・合議制度は「他人の事件」を対象としている（日本国刑事訴訟法350条の2第1項）。次に、認罪認罰従寛制度はすべての刑事犯罪に適用されるが、協議・合議制度は特定犯罪にしか適用されない（日本国刑事訴訟法350条の2第2項¹²⁾。最後に、認罪認罰従寛制度では、認罪・認罰の場合条文上どのような寛容措置をとるべきかについては確実な規定はないが、協議・合議制

11) 柳川重規「我が国における近時の刑事司法改革の動向」比較法雑誌 第50巻 第3号（2016年）67-68頁。

12) 強制執行妨害関係の罪、偽変造関係の罪、贈収賄の罪、詐欺・恐喝の罪、横領の罪、租税関係法違反の罪、独占禁止法違反の罪、金融商品取引法違反の罪、規制薬物犯罪、銃器犯罪など。

度では明確に合議が成立した場合、被疑者・被告人に対し不起訴、公訴提起の取り消し、特定の訴因及び罰条による公訴提起・公訴の維持等々明文化されている（日本国刑事訴訟法350条の2第1項各号）¹³⁾。

五 認罪認罰従寛制度の課題

2018年10月に認罪認罰従寛制度が立法化されて以来、全国範囲内での検察段階における制度適用率は2019年1月の20.9%から徐々に上昇し、6月には39%になり、12月には83.1%に上った¹⁴⁾。さらに、2020年度の適用率は85%を超えている¹⁵⁾。これらの統計数字から、現段階において、認罪認罰従寛制度が刑事事件処理の重要な手段となっていることが分かる。しかし、実務での制度運営は万事順調とはいえない。

1 認罪の任意性問題

認罪認罰従寛制度の前提は、「認罪・認罰」にあるから、一旦被疑者が認罪認罰従寛制度を選択すると、事実上は自分の犯罪を認めることにもなるので、捜査機関にとっては非常に望ましいことである。そこで、実務では、捜査官はよく被疑者に量刑上の寛容を約束する見返りに、被疑者から制度適用の同意を獲得するという捜査方法を採用している。しかし、実際には捜査官は求刑権と量刑権を有しないので、被疑者との約束を履行することはできない。その結果、このような行為は捜査官が「認罪」を騙し取るための一手段にほかならない。これは、認罪認罰従寛制度が求める「認罪・

13) 以上の点については、高橋孝治「中国における2018年改正刑事訴訟法の動向」アジア研究 Vol. 65 No. 4 23頁参照。

14) 『最高人民法院関于人民検察院適用認罪認罰従寛制度情况的報告』（2020年10月15日開催の第13期全国人民代表常務委員会第22回会議における最高人民法院検察長張軍の報告）と『2020年最高人民法院工作報告』。

15) 『2021年最高人民法院工作報告』。

認罰」の任意性を害することにもなるので、制度設計の理念に悖る。

指導意見（第23条）に捜査機関は被疑者に認罪を強要したり、具体的な寛容の約束をしてはならないと定めているにもかかわらず、実務でこういう問題が発生する主な原因は、「指導意見」の拘束力の不足にある。何故なら、指導意見はあくまでも行政上の指導行為に過ぎず、強制的な執行力がないだけでなく、法的効果も生じないからである。

2 量刑提案をめぐる協議の問題

如何に検察側と被疑者・被告人の両方に納得のいく量刑提案を決めるかは、認罪認罰従寛制度にとって非常に重要な問題である。そこで、この量刑提案は、やはり国家を代表する検察機関と被疑者・被告人が平等に協議して決めることが望ましい。しかし現行法には、量刑提案をめぐる協議に関する明白な規定は一切ない。実務では、まず検察官が一方的に量刑を提案したうえで、被疑者・被告人および其の辩护人または当番弁護士から意見を聴取して、量刑提案を決めるというやり方をとっている。ここで、問題となるのは、量刑提案に被疑者・被告人の意思がどれぐらい反映できるかである。

量刑提案に被疑者・被告人の意思を十分に反映するためには、量刑をめぐる「協議」が必要であるのは当然のことである。ところが、現行刑法には、被疑者が認罪・認罰の場合、検察官は諸訴訟権利及び認罪・認罰に関する法律規定を告知のうえ、被疑者及び辩护人または当番弁護士に被疑事実、罪名及び適用される法律、或いは刑の減輕・免除等寛容な量刑提案、或いは認罪・認罰後適用される公判手続き等に対する意見を聴取しなければならないと定めている（刑訴法173条）だけで、「協議」またはそれに類似する表現は一切見当たらない。そこで、検察側の量刑提案に対する被疑者・被告人側への「意見聴取」につき、「協議」と見なすべきであるとの肯定意見があれば、「協議」ではないとの否定意見もある¹⁶⁾。筆者としては、後者に賛同する。そして、認罪認罰従寛制度の趣旨を徹底的に貫徹するた

めには、「協議」制を整える必要があると思う。そのためには、訴追側と被訴追側に「協議」を通じて得られる利益をはっきりする必要がある。例えば、協議することで、事実認定における検察側の証明責任或いは証明標準をある程度下げたり、被疑者に量刑をめぐって検察側と対等に交渉できるようにしたりする必要がある。

3 量刑提案の拘束力問題

認罪・認罰事件において、特別な事情¹⁷⁾がない限り、裁判所は原則的に検察側が提案する量刑を採用すべきである。(刑訴法201条) 最高人民検察院の年度報告によると、2020年度の認罪認罰従寛制度の適用率は85%以上で、裁判における量刑提案の採用率はおよそ95%に近づいている。

認罪認罰従寛制度は、検察側の量刑提案が裁判官に採用されて、初めて法的効果を達成することになるので、如何に裁判官に受け入れやすい量刑提案をするかは、検察官ないし制度全体にとって非常に重要である。そこで、裁判段階において、量刑提案が裁判官に受け入れやすいようにするために、検察官はよくあらかじめ裁判官の意見を聞いて量刑を提案する方法をとっている。

ももとは中立の立場から公訴側と被告側の公判での攻防を公平公正に評価すべきである裁判官が、検察段階の検察官の求刑手続きに関与することは、刑事訴訟の基本原則である起訴と裁判の分離原則に著しく反すこ

16) 一つは、認罪認罰従寛制度は司法取引を参考し、その合理的な要素を取り入れているので、意見聴取を「協議」と見なすべきであるとの意見；もう一つは、意見聴取は検察側が落ち度のない量刑を提案するためのものに過ぎず、決して量刑提案をめぐって被疑者と協議するためのものではないとの意見がある（張智輝「認罪認罰従寛制度適用的幾個誤区」法治研究 2021年第1期 7頁）。

17) ①被告人の行為が犯罪でないまたは刑事責任を追及すべきでない場合；②被告人の認罪認罰が任意でなかった場合；③被告人が犯罪事実を否認する場合；④起訴状の罪名と裁判で認定された罪名が異なる場合；⑤その他の公正な裁判に影響を与える場合。

とになるので、有効な対策を講じて、対応すべきであると思われる。

4 上訴における問題

認罪・認罰事件の判決は、多くの場合被訴追側と検察側の合意の結果を裁判所が審査のうえ確認したものであるから、普通は上訴しないはずである。しかし、実務において、認罪認罰従寛制度を適用して、一審判決で寛容な裁判結果を得たにもかかわらず、被告人が控訴を提起するケースが出てきている¹⁸⁾。

被告人による控訴をその目的から見た場合、「投機型」と「技術型」がある。投機型控訴とは、上訴審で、検察側が控訴せず、被告人だけが控訴した場合、二審裁判所は被告人に原審より重い刑を言い渡してはいけない（刑訴法237条）という上訴不加刑原則（＝不利益変更の禁止原則）を充分に利用し、一審判決で一度「従寛」の恩恵を受けているにもかかわらず、新証拠や新事実もないのに、控訴審を通じて、もう一度の恩恵を得ようとする控訴である¹⁹⁾。技術型控訴とは、有期懲役判決を言い渡された被告人の残りの刑期（判決の刑期から勾留期間等を引いた後の刑期）が3か月を満たさない場合は、犯罪者を監獄に交付せず、留置場において残りの刑期を執行するという規定（刑訴法264条）を利用して、監獄に行かず留置場で刑期を終

18) 認罪認罰事件で被告人の控訴権をめぐって三つの意見がある。其の一、現行刑訴法では、明文で被告人の控訴権を規定しているが（刑訴法227条）、被告人の控訴権を制限または否定する規定はどこにも見当たらないので、当然控訴することができるとの肯定意見；其の二、認罪認罰従寛制度の適用により、被疑者・被告人は刑事手続きまたは実体法の適用上、寛容に処されたわけだから、控訴を許すとある意味では国に二重の寛容を求めることになるので、不合理であるとの否定意見；其の三、原則的には控訴を禁ずるべきだが、実体法の適用に重大な誤りがあり、または重大な手続き違反がある場合、並びに認罪認罰の任意性に問題がある場合に限って控訴を認めるべきであるとの折衷意見等がある。

19) 卞建林 李艷玲「認罪認罰従寛制度適用中の若干問題」法治研究 2021年第2期 32頁。

えようとする控訴である²⁰⁾。

かような被告人の控訴提起に対する検察側の対策は、被告人が控訴を提起したからという理由で、控訴を提起することである。ここで問題となるのは、検察側の控訴理由である。中国では二審終審制をとっているの、被告人の審級における利益を十分に保障するために、被告人側には控訴提起の法定理由は求めているが、検察側には控訴提起の法定理由²¹⁾を求めている。つまり検察側は法定理由が備えられなければ、控訴することはできない。

認罪・認罰事件における検察側の前述のような控訴の可否をめぐることは、控訴には法的根拠がないことを理由に反対する意見と、被告人の不当な控訴を抑制するために必要であるとして賛成する意見があるが、実務で、多くの検察官に支持されているのは賛成意見である。

しかし、検察側の法的根拠のない控訴を許すことになると、やはり被告人に対する単なる報復（懲罰的控訴）²²⁾であると誤解されやすいので、慎重に対応すべきである。

5 量刑格差の問題

量刑格差には二つの問題が含まれる。一つは、同種類の犯罪における量

20) 前掲注18)。

21) 刑事訴訟規則584条では検察側の控訴提起の法定理由を次のように定めている。①事実認定に誤りがあった場合、または断罪と量刑の根拠である証拠が不確実・不十分である場合；②確実・十分な証拠によって、有罪を無罪に又は無罪を有罪にしたことが証明された場合；③重罪を軽く、軽罪を重くする等刑罰の適用が顕著に不当な場合；④罪名認定が誤った場合、一罪を数罪に・数罪を一罪にした場合、量刑に影響があるまたは社会に嚴重な影響を与える場合；⑤刑事刑罰の免除または執行猶予・禁止令・減刑制限等の適用に誤りがある場合；⑥公判審理中に裁判所が訴訟手続きを嚴重に違反した場合。

22) 連洋他「認罪認罰従寛案件中抗訴的衝突与規制——以全国104件認罪認罰抗訴案件為分析对象」法律適用 2020年第14期 91頁。

刑格差の問題である。つまり認罪・認罰による寛容な処理に対して、現行法では統一的で明確な量刑基準のようなものは定めていないので、同種類の事件であっても、異なる判決が現れることも珍しくない²³⁾。もう一つは、認罪した場合としなかった場合、量刑上どれぐらいの格差があるか、つまり認罪を理由にどこまで恩典を付与することができるかの問題である。

かような問題について、「アメリカ連邦量刑ガイドライン」等を参考に、我が国の現状に合わせて、ガイドラインのようなものを作る必要があると思われる。

6 被疑者・被告人が翻意した場合の問題

捜査段階で、被疑者は寛容な量刑を得る目的で、罪を認めたが、起訴段階で検察官と量刑提案をめぐるやり取りで、自分の期待に達しなかったとして被疑者・被告人が認罪認罰従寛制度の適用を拒んだ場合、捜査段階で獲得した「認罪」供述、さらには認罪の基に収集した証拠等を後の訴訟手続きで、使うことができるか否かの問題もある。この問題にかかわる判例は未だに見当たらないが、念頭において考えるべきものである。

六 おわりに

認罪認罰従寛制度は、刑事責任を追及されている被疑者・被告人に実体法と刑事手続きの適用において、自己の利益を十分に確保できる一つの選

23) 河北省の幹部である艾某の収賄事件で、自首、認罪等情状が考慮され、2019年蘇州市裁判所の審理をへて、収賄罪で有期徒刑8年、罰金300万元と違法所得財物の没収の判決が下された。(http://www.xinhuanet.com/mrdx/2019-04/19/c_137989867.htm; 2021年8月3日検索) もう一つは、全国教育科学文化衛生委員会の幹部である王某の収賄事件で、自首、認罪等の情状が考慮され、2019年鄭州市裁判所の審理をへて、収賄罪で有期徒刑12年、罰金400万元と違法所得財物の没収の判決が下された。(https://www.chinacourt.org/article/detail/2019/04/id/3822025.shtml; 2021年8月3日検索)

択肢を与えるものであると言える。さらに、改正案は認罪認罰従寛制度の立法化と同時に、捜査機関・検察機関・裁判機関に認罪・認罰に関する法律規定の告知を義務付けたり、認罪・認罰の任意性・合法性を確保するために当番弁護士制度を創設したり、認罪・認罰事件を迅速に処理するために速裁判制度を整備したりして、制度をスムーズに、公平・公正に実施できるようにフォローしている。そして、実務において、認罪認罰従寛制度を選択する被疑者・被告人も増えている。しかし、制度が広く適用されることに伴って、さまざまな問題も徐々に出てきているのも事実である。特に、制度の運営で現れた新しい問題にあっては、法に明確な規定がないため訴追者と被訴追者はそれぞれ自己の立場から、自己に有利になる訴訟活動を行っているので、問題がさらに複雑化している。これらの問題を解決するためには、同種類の制度を参考に、中国に司法理念に合わせて、立法機関による法の改正或いは解釈を通じて改善を図るべきである。

（瀋陽師範大學講師）